

令和3年度別府市 新型コロナウイルス感染症緊急対策 第2弾

6つの対策

予算規模 9億3千7百万円

1 市民の健康と生活を守る取組 2 事業と雇用を守る取組

正念場の3か月

勝負の6か月

(5月26日「市長記者会見」より)

新型コロナウイルス感染症との闘いが始まり、約1年半が経過しました。活動自粛により市内の経済活動は依然として停滞し、飲食、宿泊業などの観光関連産業をはじめとした事業者は、遠のいた客足から経営に関して大きな不安を抱え、中には倒産の危機に直面している事業所もあります。

そのような状況から、これから収益を見込めると期待していた夏にかけての3か月は、耐えしのぐための「正念場の3か月」となります。さらに、これからの半年間は、ワクチン接種を滞りなく円滑に進めていくことで市民の健康を守り、併せて市内の経済を支え、守るための「勝負の6か月」となります。

よって、「市民の健康と生活」と「事業と雇用」を守る取組をさらに強化するため、予算規模を9億3千7百万円とする「別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾」を実施します。

1 市民の健康と生活を守る取組

1 別府市 PCR 検査センターの開設 (抗原検査センター併設)

約2億5千8百万円

検査を身近に受けられる環境を整え、感染者の早期発見による感染拡大防止と市民の安心を確保するため、別府市 PCR 検査センターを開設します。PCR 検査の結果は、15 時までには検査を受けた人は原則当日中にお知らせします。また、抗原検査センターも併設し、検査を希望する人の用途によって検査方法を選択できるようにします。

| | |
|----------------|---|
| 対象者 (無症状の人) | 別府市民及び別府市に通勤・通学しており無症状で感染を不安に感じている人 例・仕事などで感染が広がっている地域に行った ・身近に感染者が発生したが検査対象とならなかった ・利用した店舗や施設でクラスターが発生した ・県外の人と接触する機会があった など ※発熱や風邪などの症状がある人は医療機関を受診してください。 |
| 開設期間 | 6月23日(水)～8月31日(火) |
| 開設場所 | 旧山の手中学校内 (山の手町1番53号) |
| 開所時間 | 10時～19時(期間中無休) 最終受付 18時30分 |

観光客の方は
抗原検査を
受けられます



↑ 開設場所



↑ 旧山の手中学校

健康推進課 ☎ 21-2188

2 抗原検査キットの配付



1 市民の健康と生活を守る取組

約 **2千8** 百万円

各施設などにおける感染者を早期に発見し、クラスター発生などの感染拡大を防止するため、簡単に短時間で検査することができる「抗原検査キット」を市内の福祉施設、幼稚園、小・中学校、観光関係施設、その他事業所などに幅広く配付しています。

↓ 抗原検査キット



| | |
|------|---------------------|
| 対象施設 | 福祉施設、学校施設、観光関係施設 など |
| 配付総数 | 15,600 キット |

配付内訳



- 問 ① 障害福祉課 ☎ 21-1413 ② 高齢者福祉課 ☎ 21-1003 ⑤ 介護保険課 ☎ 21-1463
 ③ 子育て支援課 ☎ 21-1427 ④ 学校教育課 ☎ 21-1574 ⑥ 観光課 ☎ 21-1128
 ⑥ 産業政策課 ☎ 21-1132

3 子育て世帯生活支援特別給付金

1 市民の健康と生活を守る取組

8千8 百万円

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえ、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

| | |
|------|--|
| 対象者 | <p>ひとり親世帯分の給付金の支給を受けた人は対象外です。</p> <p>(1) 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けており、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人 ※給付金は申請不要で受け取れます。</p> <p>(2) (1)のほか、対象児童（令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児を含む18歳年度末までの子（障害児については20歳未満））の養育者であって、①または②に該当する人 ※給付金を受け取るには申請が必要です。</p> <p>①令和3年度分の住民税均等割が非課税である人 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人（家計急変者）</p> |
| 給付金額 | 対象児童 1 人当たり 5 万円 |
| 申請期間 | 7月15日(木)～令和4年2月28日(月) |
| 申請場所 | 市役所1階 子育て支援課 |

- 問 子育て支援課 ☎ 21-1427

4 中小企業者等家賃応援金

約 **4億1千8百万円**

新型コロナウイルス感染症の拡大の緊急対策として、売上げが減少している中小企業者等の事業活動の継続を支援するため、家賃額などを基準として支援を行います。

| | |
|-------------|--|
| <p>対象者</p> | <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(法人・個人)で、別府市内に事業所などがあること。令和3年5月31日以前から対象事業所などにおいて事業を営んでいること。 ・市内の事業所などを賃貸借契約などに基づき貸借していること、または金融機関から融資を受けて市内に事業所などを取得し、申請月において返済を行っていること。 ・「宿泊事業者等水道料金減免」の適用を受けない人(家賃応援金と水道料金減免の両方の要件に該当する人はどちらかを選択してください。) <p>【上記の要件を満たしており、下記のいずれかを満たしていること】</p> <p>① 令和3年1月から申請月のうち、いずれかの月の売上げが前年または前前年同月比30%以上減少していること。</p> <p>② (令和2年5月以降開業の場合)令和3年1月から申請月のうちいずれかの月の売上げが開業後のいずれかの月から30%以上減少していること。</p> <p>※ひとつの事業者(個人事業主、法人)につき、1回のみ申請です。</p> <p>※複数の店舗や事業所を借りている場合は、これらを合算して1回の申請となり、上限額は49万円です。</p> <p>※応援金の振込には申請書を受領してから3週間～1か月程度かかります。</p> |
| <p>支援金額</p> | <p>家賃の 1/2 (上限 7万円) × 7 = 上限 49万円</p> |
| <p>申請期限</p> | <p>8月31日(火)まで</p> |
| <p>申請場所</p> | <p>市役所1階レセプションホール 9時～16時(土・日曜日、祝日を除く)</p> <p>家賃応援金特設コールセンター ☎0120-967-411 9時～16時(土・日曜日、祝日を除く)</p> |
| <p>申請方法</p> | <p>(1) 窓口申請 申請書を記入し、必要書類をご確認のうえ窓口までお持ちください。 (申請書は市ホームページからダウンロードまたは申請場所にも設置しています。)</p> <p>(2) 電子申請 令和2年4月から12月にかけて実施した前回の「別府市中小企業者等賃料補助金」受給者のうち、賃貸物件による申請を行う人で、前回提出した賃貸借契約書(ただし、別途家賃の支払いが確認できる書類が必要な場合があります。)及び振込先口座の写しに変更がない人に限り電子申請入力フォームから申請できます。</p> <p>※要件に応じて必要な書類があります。市ホームページをご覧ください。</p> |

↓ 申請会場の様子



5 宿泊事業者等水道料金減免

1億1千万円

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した宿泊事業者等を支援するため、水道料金を減免します。

| | |
|------|---|
| 対象者 | 別府市と水道の契約を結んでいるお客様で、下記のいずれかの要件に該当する事業者 【要件】 ※「中小企業者等家賃応援金」との併用不可 令和3年5月31日以前から、市内で宿泊施設または温浴施設などを営む事業者で、 (1) 対象施設が、令和3年1月から申請月までのうち、いずれかの月の売上げが令和2年または令和元年同月比で30%以上減少していること。 (2) 対象施設が、令和2年5月以降に開業している場合で、令和3年1月から申請月までのうち、いずれかの月の売上げが、開業後のいずれかの月の売上げから30%以上減少していること。 |
| 減免金額 | 令和3年6月～11月(6か月)分の水道料金 ・給水契約のある宿泊施設または温浴施設などに対して、1期分(2か月)の請求で最大50万円の減免、3期分の請求で最大150万円を減免します。 ※同じ施設に複数の給水契約がある場合は、同じ期分(請求分)の水道料金の合計金額をもって減免の対象とします。 ※受付期間内であれば、減免期間にさかのぼり、減免を行います。 ※支払い済みの場合は、指定する口座へ還付します。 |
| 申請期限 | 8月31日(火)まで |
| 申請方法 | 上下水道局営業課(平日9時～16時)へ申請書と必要書類をお持ちください。 (申請書は市ホームページからダウンロードまたは窓口にも設置しています。) ※必要書類は市ホームページに掲載しています。 |

問 上下水道局 営業課 ☎23-0361

6 中小企業事業資金等融資に対する利子補給金 約3千5百万円

中小企業者等を支援するため、県の新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資の期限延長に伴い、市の利子補給金の期間を延長して追加します。

| | |
|---------|---|
| 対象者 | (1) 大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資を受けていること。 (2) 市内に本店または主たる事業所を有していること。 (3) 税を完納していること。 ※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に起因して市税の納付が困難な状況である場合は、別途ご相談ください。 |
| 対象となる利子 | 交付対象融資の実行の日から起算して 6 か月間の利子(遅延利子などは除く) |
| 申請方法 | 市役所4階産業政策課へ申請書と必要書類をお持ちください。 (申請書は市ホームページからダウンロードまたは窓口にも設置しています。) ※必要書類は市ホームページに掲載しています。 |

問 産業政策課 ☎21-1132